



発動時非課税型の ライツプラン

制度調査部
齋藤 純

経産省・国税庁が新類型の課税関係を明示

【要約】

7月7日、経済産業省と国税庁は、買収者等も新株予約権の譲渡が可能とされているライツプランに関しては、ライツプラン発動時も、一般株主に課税関係は発生しない旨を明らかにした。これまでに課税関係が明らかにされていたライツプランでは、買収者等に権利行使を認めないとともに、第三者への新株予約権の譲渡も認めない仕組みを想定していたことから、プラン発動時には一般株主に課税関係が生じることとなっていた。

本年4月以降、10数社でライツプランが導入されたが、大半の会社が、取締役会の承認を条件に、買収者等にも新株予約権の譲渡を認めていることから、これらのライツプランに関しては、仮に発動されたとしても、一般株主に課税関係は生じないこととなるものと思われる。

経済産業省と国税庁は、7月7日の自民党 総合経済調査会 企業統治に関する委員会において、買収者等にも新株予約権の第三者への譲渡を認めているタイプのライツプランであれば、ライツプラン発動時においても、買収者以外の株主に課税関係は発生しない旨を明らかにした。

ここで想定されているライツプランとは、時価よりも大幅に低い価額で権利行使できる新株予約権を全株主に発行し、特定の買収者のみ権利行使できないこととする買収防衛策である。発行会社が定める特定の買収者(例えば20%超の株式を保有することとなる買収者)が現れた場合に株主に新株予約権を付与、買収者以外の株主が権利行使を行うことにより、買収者の持株割合が劇的に低下する。本年4月以降、10社以上の企業で導入されている。

これまでライツプランの課税関係については、4月28日の自民党同委員会において、以下の代表的な3種類の課税関係が、経済産業省と国税庁により明らかにされている¹。

- | |
|---|
| <p>事前警告型ライツプラン
 信託型ライツプラン(直接型)
 信託型ライツプラン(SPC型)</p> |
|---|

もっとも、このとき提示された3類型は、導入時には課税されない²が、ライツプランが発動した場合には、買収者以外の株主に課税関係が生じるものであった。

今回提示されたライツプラン(新類型)は、事前警告型、信託型(直接型)、信託型(SPC型)という基本的な仕組みは4月に提示されたものと同じだが、「買収者が第三者に新株予約権を譲渡することが可能で、かつ、新株予約権の譲渡を受けた第三者が権利行使を行うことが可能である」点で、これまでの3類型とは異なる。新類型の場合、買収者等にも新株予約権の譲渡を可能としていることから、買収者等と一般株主との差異が縮小される。このため、ライツプランが発動された場合にも

¹ ライツプラン3類型に関する課税関係については、齋藤 純、制度調査部情報「敵対的買収防衛策の税務」を参照。

² については、SPCへの新株予約権発行時に原則として課税されるが、SPCから第三者への譲渡制限等の条件を付すことにより、実質的に課税を回避できる。

課税関係は発生しないこととされている(新類型の課税に関する国税庁の公表文書は3ページに、4月に提示された3類型に関する国税庁の公表文書は4ページ以降に掲載している)。

図表1 これまでに提示されていたライツプランと今回提示された新類型の相違点

	4月に提示されたライツプラン	新類型
事前警告型ライツプラン	買収者は新株予約権の行使ができないとともに、第三者への新株予約権の譲渡もできない。	買収者は新株予約権の行使ができない。 ただし、買収者が第三者に新株予約権を譲渡することは可能で、かつ、新株予約権の譲渡を受けた第三者が権利行使を行うことも可能。
信託型ライツプラン(直接型)		
信託型ライツプラン(SPC型)		

これまで導入されたライツプランは、その大半が、取締役会による承認を条件に新株予約権の第三者への譲渡を認めており、今回の提示された新類型に該当するものと思われる。

当初、ライツプランは、導入しても実際に発動されることは想定されていなかったため、発動時の課税関係はあまり重視されていなかった。しかし、日本技術開発に対する夢真ホールディングスの買収では、新株予約権の発行ではないにせよライツプランの発動に至ったことから、今後、ライツプラン発動時の課税関係も重要性を増すことになりそうである。

図表2 ライツプランの導入例と買収者等による新株予約権の譲渡の可否

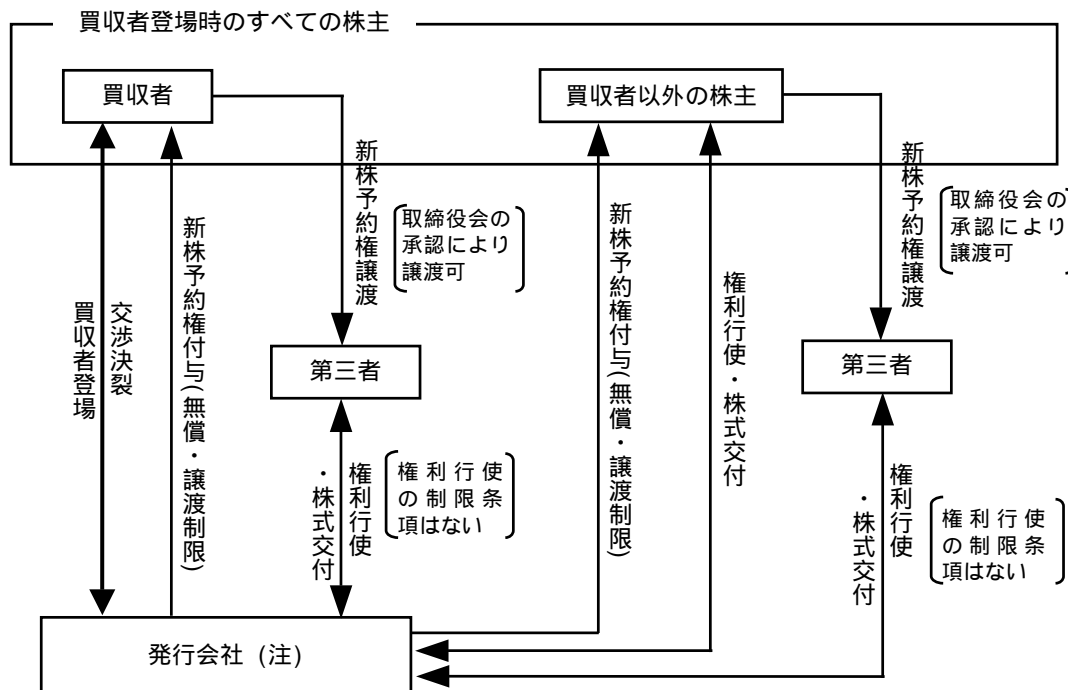
	類型	対抗措置の内容	新株予約権が発行された場合の買収者等による譲渡の可否
松下電器	事前警告型	株式分割、新株予約権の発行など	取締役会の承認を要する
東芝	事前警告型	株式分割・新株予約権の発行、新株発行など	-
ジャック・ホールディングス	事前警告型	新株予約権の発行、又は株式分割など	取締役会の承認を要する
オリンパス	事前警告型	株式分割・新株予約権の発行、新株発行など	-
丸三証券	事前警告型	株式分割	新株予約権の発行は予定していない
広島ガス	事前警告型	新株予約権の発行	取締役会の承認を要する
丸一鋼管	事前警告型	株式分割、新株予約権の発行など	取締役会の承認を要する
もしもしホットライン	事前警告型	新株予約権の発行	取締役会の承認を要する 1
アイダエンジニアリング	事前警告型	株式分割、新株予約権の発行など	取締役会の承認を要する
日本技術開発	事前警告型	株式分割、新株予約権の発行など	取締役会の承認を要する
イー・アクセス	信託型 2	新株予約権の発行	取締役会の承認を要する
西濃運輸	信託型(直接型)	新株予約権の発行	取締役会の承認を要する
ペンタックス	信託型(直接型)	新株予約権の発行	取締役会の承認を要する
アイティフォー	信託型(直接型)	新株予約権の発行	取締役会の承認を要する
サイバード	信託型(直接型)	新株予約権の発行	取締役会の承認を要する
ウッドワン	信託型(SPC型)	新株予約権の発行	取締役会の承認を要する

1 取締役会に承認申請が行われても、承認はしない方針を明示している。

2 有限責任中間法人ミナト・ライツマネジメントに対して新株予約権を発行し、ミナト・ライツマネジメントは新株予約権を信託銀行に信託譲渡する形態をとっている。ライツプラン発動時に、信託銀行から株主に新株予約権が交付される。

(出所)各社公表資料より大和総研制度調査部作成

新株予約権を用いた敵対的買収防衛策(ライツプラン)の【新類型】に係る税務上の取扱い(有事)
[2005年7月7日提示]



(注)信託型ライツプラン(SPC型)の場合は、新株予約権の付与はSPCが行う。

上記【新類型】に係る原則的な課税関係(注1)

区分	発行会社	付与を受けた法人株主・個人株主	
の時点 [買収者の登場・決裂]			
の時点 [新株予約権の付与]			
の時点 [新株予約権の一部譲渡]		保有したままの株主	譲渡した株主
			(注2)
の時点 [新株予約権の行使]			

(注)1. 当該課税関係は、平成17年7月7日付の経済産業省資料「ライツプランの新類型について」の中の【新類型】に掲げる各要件を基に整理したものである。なお、「平時の課税関係」及び同資料中の「【4月28日における類型】についての課税関係」は、平成17年4月28日付の国税庁資料に示した課税関係となる。

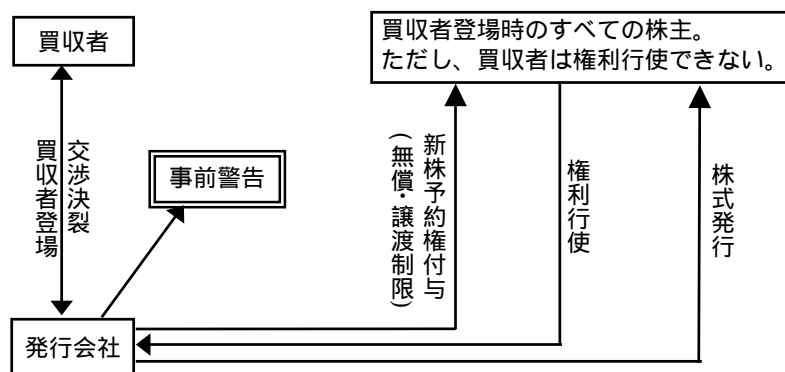
2. 新株予約権を第三者に譲渡した株主に対しては、譲渡益に係る課税関係が生ずる。

(出所)国税庁

新株予約権を用いた敵対的買収防衛策に関する原則的な課税関係について

[2005年4月28日提示]

事前警告型ライツプランに係る税務上の取扱い(第一類型)



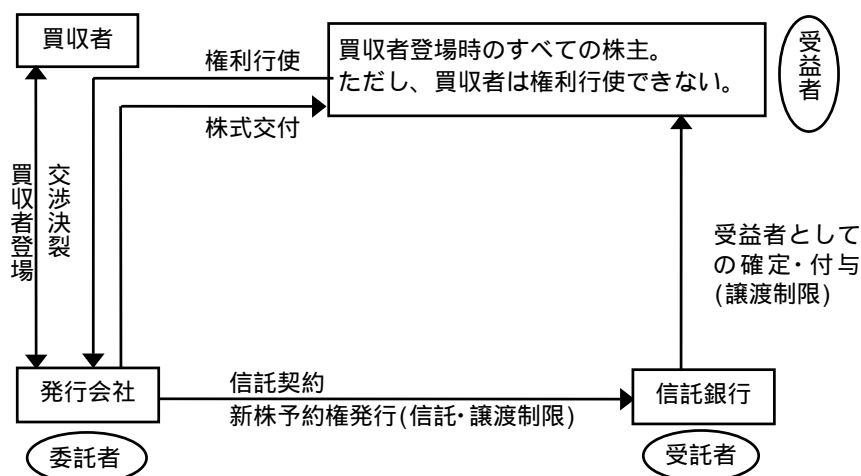
原則的な課税関係

区分	発行会社	付与を受けた法人株主	付与を受けた個人株主
の時点 [事前警告]			
・ の時点 [買収者の登場・決裂]			
の時点 [新株予約権の付与]		新株予約権の時価相当額を受贈益が生ずる。(注)	(所得税法施行令第84条)
・ の時点 [新株予約権の行使]			株式の時価と権利行使価額(新株予約権を行使した際の払込金額)との差額に課税される。

(注)新株予約権を所有している場合に、消却等があったときには、付与を受けた法人において帳簿価額相当額の雑損が生ずる。その消却等が受贈益の生じた事業年度と同一事業年度である場合には、結果として、課税関係は生じない。

(出所)国税庁

信託型ライツプラン(直接型)に係る税務上の取扱い(第二類型)



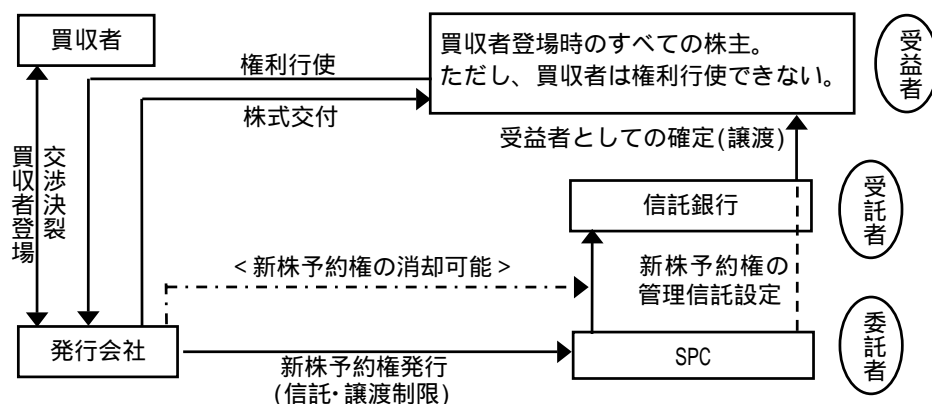
原則的な課税関係

区分	発行会社	信託銀行	付与を受けた法人株主	付与を受けた個人株主
・ の時点[信託契約・新株予約権の発行]				
・ の時点 [買収者の登場・決裂]				
の時点 [新株予約権の付与]			新株予約権の時価相当額 の受贈益が生ずる。(注)	(所得税法施行令第84条)
・ の時点 [新株予約権の行使]				株式の時価と権利行使価額 (新株予約権を行使した際 の払込金額)との差額に課 税される。

(注)新株予約権を所有している場合に、消却等があったときには、付与を受けた法人において帳簿価額相当額の雑損が生ずる。その消却等が受贈益の生じた事業年度と同一事業年度である場合には、結果として、課税関係は生じない。

(出所)国税庁

信託型ライツプラン(SPC型)に係る税務上の取扱い(第三類型)



原則的な課税関係

区分	発行会社	SPC	信託銀行	付与を受けた法人株主	付与を受けた個人株主
の時点 [新株予約権の付与]		原則として新株予約権の時価相当額の受贈益が生ずるが、契約条件により課税されない場合がある。(注1、2)			
の時点 [管理信託の設定]					
・ の時点 [買収者の登場・決裂]					
の時点 [SPCから株主への譲渡]		契約条件によりSPCに寄附金課税は生じない。(注3)		新株予約権の時価相当額の受贈益が生ずる。(注2)	新株予約権の時価相当額の経済的利益が生ずる。
・ の時点 [新株予約権の行使]					

(注)1. 新株予約権の時価算定に当たり、発行会社とSPCとの契約において、SPCが新株予約権を他の第三者に譲渡することが実質できない契約である等の価格のマイナス要因等により、結果として、の時点での時価が限りなくゼロに近くなる場合があり得る。

2. 新株予約権を所有している場合に、消却等があったときには、SPC又は譲渡を受けた法人において帳簿価額相当額の雑損が生ずる。その消却等が受贈益の生じた事業年度と同一事業年度である場合には、結果として、課税関係は生じない。

3. の時点の時価と の時点の時価との差額が譲渡損益と認識されるとともに、 の時点の時価が費用・損失と認識されることから、結果として、 の時点の受贈益に見合う費用・損失が生ずる。

(出所)国税庁